

第2章 特別天然記念物の指定状況

2-1 指定概要

名称：浅間山熔岩樹型

種別：特別天然記念物

所在地：第1区 嬭恋村大字鎌原字モロシコ1053番の26内実測5町歩

第2区 ” 実測2町歩

第3区 ” 実測4町9段歩

第4区 嬭恋村大字鎌原字藤原1053番の29内実測14町3段3畝10歩

管理団体：嬭恋村 群馬県吾妻郡嬭恋村大前110番地

指定年月日：昭和15（1940）年8月30日（天然記念物）

昭和27（1952）年3月29日（特別天然記念物）

指定説明：

発宗98号昭和15年8月31日付け文部省宗教局長より群馬県知事に宛てた「天然記念物指定ニ関スル件」より説明を引用。

浅間山ノ北麓ニアリテ四區二分レテ分布ス 第一乃至第三區ハ鬼押出熔岩流ノ東側平地ニ、第四區ハ其ノ西側平地ニ位シ何レモ鬼押出ヨリモ少シク前ニ噴出シタル浅間山ノ集塊熔岩中ニ發見ス樹型ハ富士山麓ニ於ケルモノト同ジク熔岩流出當時ニ山麓ニ繁茂シ居リタル樹木ノ幹部ガ熔岩中ニ負ノ假像ヲナセルモノナリ 此等ノ樹型ハ概ネ古井戸ノ如キ堅穴ヲナシ穴ノ大ナルモノハ口徑〇.八乃至一.二メートル、深サ三乃至七メートルニ及ブ 今日マデニ知ラレタル樹型ノ數ハ第一區二十七、第二區四十六、第三區四十八、第四區七十四ナリ

上記説明を事務局が現代語訳し委員会の承認を得たもの。

浅間山の北麓にあり4区に分れて分布する。第1から第3区は鬼押出熔岩流の東側平地に、第4区はその西側平地に位置しいずれも鬼押出よりも少し前に噴出した浅間山の集塊熔岩中に発見される。樹型は富士山麓におけるものと同じく熔岩流出時に山麓に繁茂している樹木の幹部が熔岩中に凹の外形をつくったものである。これらの樹型はおおむね古井戸のような堅穴をつくり穴の大きいものは口径0.8から1.2m、深さ3から7mに及ぶ。今日までに知られている樹型の数は第1区27、第2区46、第3区48、第4区74である。

指定理由：

発宗98号昭和15年8月31日付け文部省宗教局長より群馬県知事に宛てた「天然記念物指定ニ関スル件」より指定ノ事由を引用。

保存要目天然記念物中地質鉱物ノ部第二、第三及第十三ニ依ル

2-2 指定告示

官報告示日 天然記念物 昭和15 (1940) 年 8月30日 第4096号文部省告示第546号
 特別天然記念物 昭和31 (1956) 年 3月9日 第8757号文化財保護委員会告示第8号
 名称 浅間山熔岩樹型
 地名・地域 群馬県吾妻郡嬭恋村大字鎌原字モロシコ1053番26内実測5町歩 (第1区分布地)
 " 同内実測2町歩 (第2区分布地)
 " 同内実測4町9段歩 (第3区分布地)
 " 同字藤原1053番29内実測14町3段3畝10歩 (第4区分布地)

◎文化財保護委員会告示第八号
 文化財保護法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第三百一十一号)による改正前の文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第六十九条第二項の規定により、昭和二十七年三月二十九日付をもつて、左記の史跡を特別史跡に、天然記念物を特別天然記念物に、それぞれ指定した。
 昭和三十一年三月九日
 文化財保護委員会委員長 高橋誠一郎

種別 浅間山熔岩樹型
 名称 浅間山熔岩樹型
 指定告示 昭和十五年文部省告示第五百四十六号
 所在 群馬県吾妻郡嬭恋村

◎文部省告示第五百四十六号
 史蹟名勝天然記念物保存法第一條ニ依リ左ノ通指定ス
 昭和十五年八月三十日
 文部大臣 橋田 邦彦

天然記念物
 名 浅間山熔岩樹型
 稱 地 群馬縣吾妻郡嬭恋村大字鎌原字モロシコ
 名 地 域 一〇五三番ノ二六内實測五町歩(第一區分布地) 同内實測二町歩(第一區分布地) 同内實測四町九段歩(第三區分布地) 一〇五三番ノ二九内實測十四町三段三畝十歩(第四區分布地) 同字藤原

浅間山熔岩樹型指定官報告示 (天然記念物及び特別天然記念物指定)

2-3 指定地の範囲

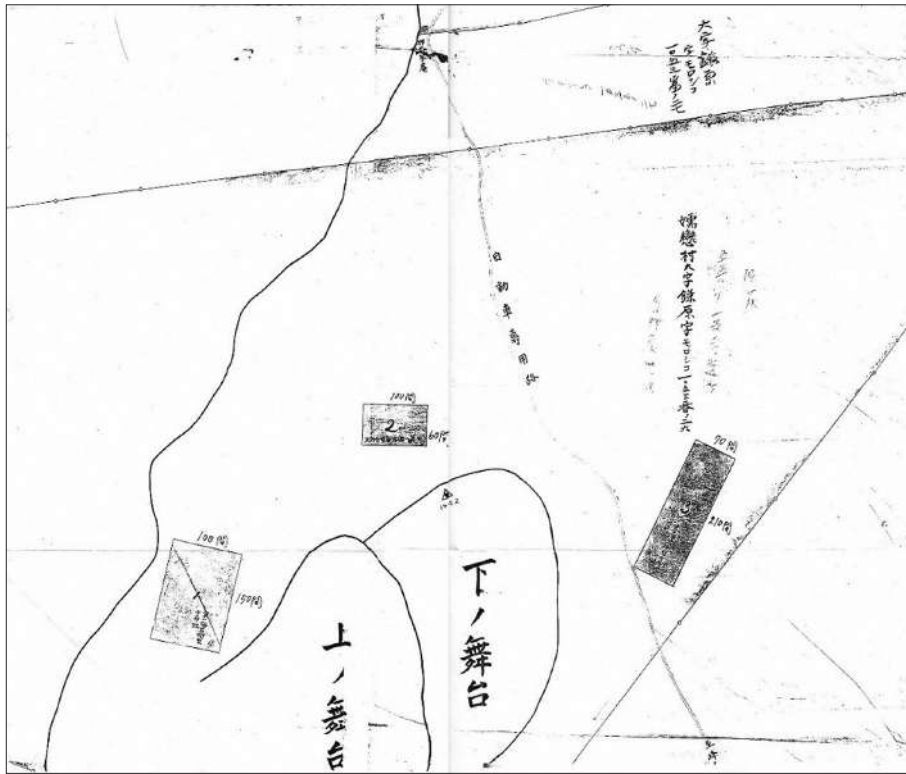


図2-1 第1～3区指定地位置図 (指定当時)

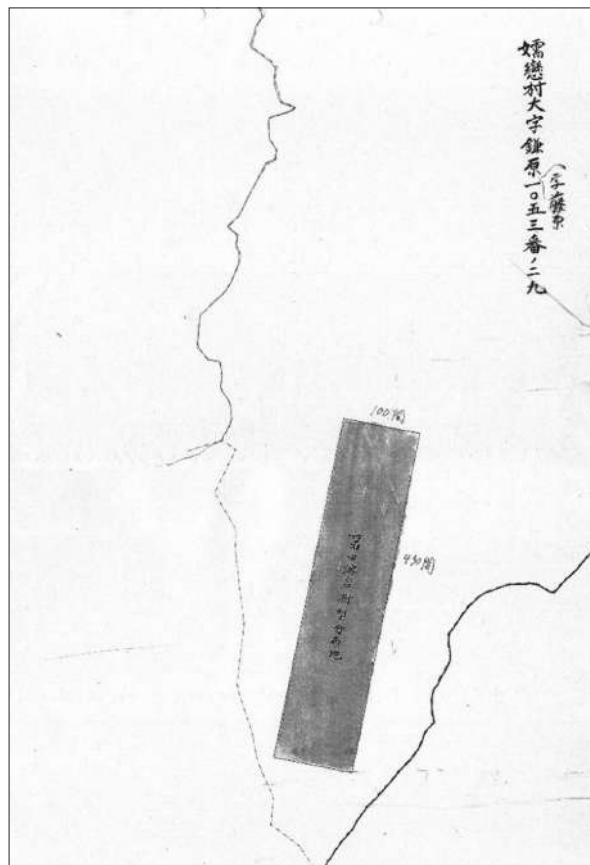


図2-2 第4区指定地位置図 (指定当時)

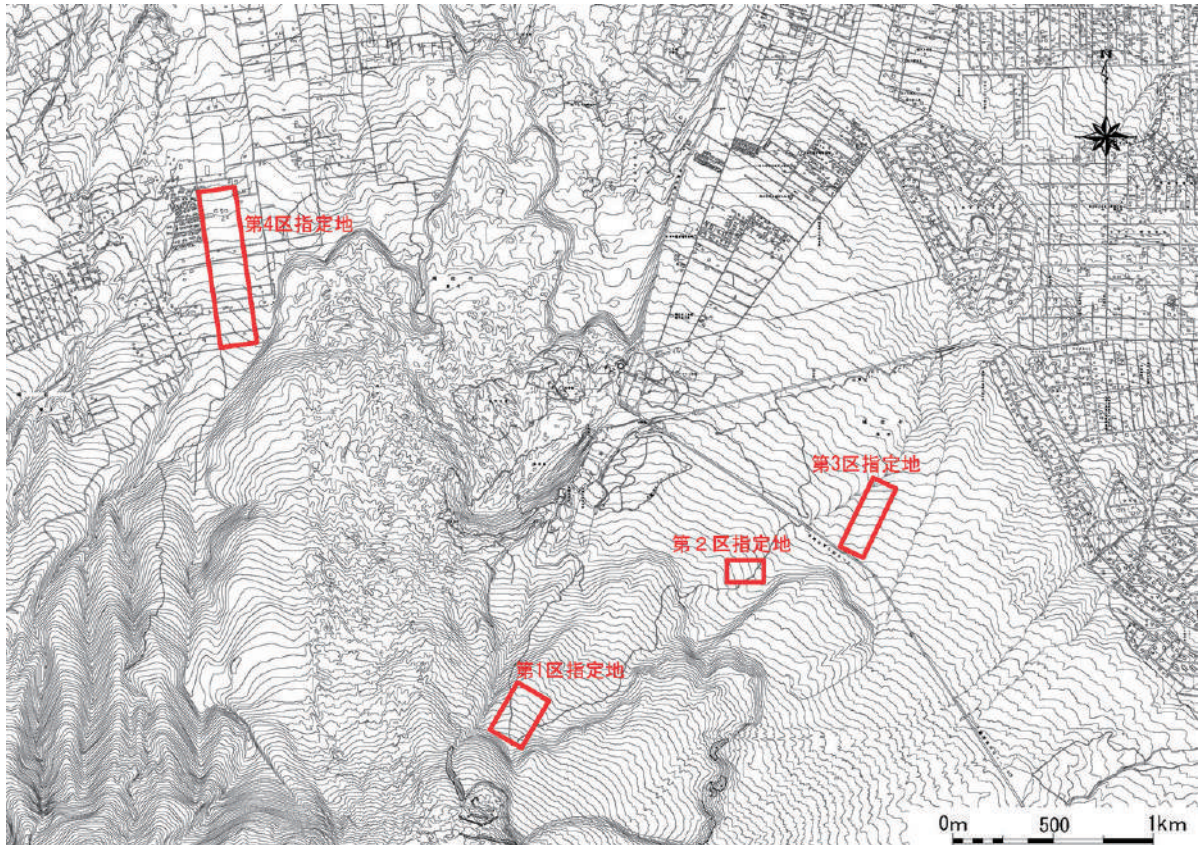


図2-3 最新の指定地位置図

2-4 指定前及び指定後の経過

- | | |
|--------------------|--|
| 昭和4 (1929) 年7月21日 | 八木貞助氏、長野県北佐久農学校教諭越保氏による浅間山北麓の溶岩分布調査に際し、峰の茶屋主人内堀定市氏より溶岩樹型らしきものの存在を知り、内堀氏の案内で溶岩樹型の存在を確認(第1区分布地)。 |
| 昭和6 (1931) 年8月7日 | 越氏、同校生徒による調査で溶岩樹型を発見(第2・3区分布地)。 |
| 昭和7 (1932) 年7月末 | 八木氏、越氏、内堀氏で第2・3区分布地の調査。 |
| 昭和8 (1933) 年7月13日 | 群馬県知事から文部大臣へ『天然記念物「浅間山モロシコ溶岩樹型」指定内申ノ件』が提出。 |
| 昭和13 (1938) 年6月4日 | 群馬県知事から文部省宗教局長へ『天然記念物「浅間山溶岩樹型」指定二関スル件』が提出。 |
| 昭和15 (1940) 年8月30日 | 天然記念物指定 |
| 昭和15 (1940) 年8月31日 | 文部省宗教局長から群馬県知事へ「天然記念物指定二関スル件」を通知。 |
| 昭和27 (1952) 年3月29日 | 特別天然記念物指定 |
| 昭和31 (1956) 年3月9日 | 文化財保護委員長から嬭恋村長へ「特別史跡名勝天然記念物の指定について」を通知。 |

昭和35 (1960) 年 7 月 18 日	字藤原1053-29 (第4区分布地) を大笹上牧野農業協同組合が払い下げる。
昭和36 (1961) 年 3 月	字藤原1053-29 (第4区分布地) が1053-2715~2870に分筆される。
昭和46 (1971) 年 6 月	字藤原1053-2853(第4区分布地) が1053-7299~7342に分筆される。
昭和50 (1975) 年度	国庫補助史跡等買い上げ事業により孺恋村が第4区分布地の字藤原1053-7300外7筆4,801㎡を公有地化。 孺恋村教育委員会が「浅間山熔岩樹型保存管理計画書」を策定し、国庫補助・県費補助を受け実施した調査で第4区において468カ所の熔岩樹型の分布を報告。
昭和51 (1976) 年度	国庫補助史跡等買い上げ事業により孺恋村が第4区分布地の字藤原1053-10886外10筆25,053㎡を公有地化。
平成7 (1995) 年	浅間山熔岩樹型検討委員会を組織し管理活用計画を検討。
平成19 (2007) 年	浅間山熔岩樹型保護委員会を組織。
平成20 (2008) 年 2 月 27 日	浅間山熔岩樹型 (村有地内) 管理活用指針を策定。

2-5 指定当時の調査結果

社兵第662号昭和13年6月4日付けで群馬県知事より文部省宗教局長に宛てて『天然記念物「浅間山熔岩樹型」指定二関スル件』の6. 物件ノ調書より抜粋。

第一 熔岩樹型の概要

熔岩樹型とは樹木の幹部等が火山から噴出する熔岩によって取囲まれて、木質部は焼尽し、又は腐朽し、周囲の熔岩が元の樹幹、稀に枝條等の形態に残存するものである。元来浅間山の北方の山腹には南木（又は椰）の御林と呼ばれた広さ十数平方kmにも及ぶ主に松柏類から成る大森林があった。この密林の大部分は天明3年の大噴火の際、頂上の噴火口から主として現在の鬼押出岩の方向に流れ出した大泥流、その直後に噴出した集塊熔岩流、熔岩塊、火山弾、最後の大活動として噴出した鬼押出岩等によって蕩尽されるに至ったのであるが、大密林の一部分が鬼押出岩の東西両側に熔岩樹型として名残を止めている。この地域の樹木殊に大きな樹幹は流下する熔岩を支え、熔岩は樹幹を囲み、このところに樹幹の型を遺したのである。

第三 樹型の大きさ形状等

樹型の実測数は第1区27箇、第2区46箇、第3区48箇、第4区75箇合計196箇であるが各区とも更に精密に調査すればなお相当数を発見し得ることと思われる。

7 指定ヲ要スル事由

熔岩樹型ハ世界的ニモ珍ラシク、本邦ニ於テモ從來殆ンド富士山麓ニ於テノミ知ラレタルモノニシテ、地質鉱物学上珍奇ナル参考資料タルヲ失ハズ、史跡名勝天然記念物保存要目地質鉱物ノ部第八火山岩ノ種口ノ構造、第九特色アル火山現象ニ該当ス、而シテ之ヲ放置スレバ登山者等ニ依リテ埋没破壊セラルル恐レアリ、至急指定保存ノ必要アリト認ム。

8 写真



第三区熔岩樹型所在地附近ノ状況
先方ノ山ハ浅間山



第四区熔岩樹型所在地附近ノ状況
先方ノ台地ハ鬼押出岩

第四 熔岩樹型群所在地の地質

鬼押出熔岩流は天明三年浅間山噴火口の北方の低所銚子口から、長さ約五千二百五十米、幅一軒乃至二軒に亘って流出したもので面積約五百八十三ヘクタールに及んで居る。熔岩樹型は此の鬼押出岩の東側に三ヶ所西側に一ヶ所群落をなして分布して居る。鬼押出岩の東の支流分去押出しの東北に上の舞台、下の舞台と呼ばれる二つの熔岩台地がある。此の二つの台地は天明三年より以前の噴出によって形成されたものであらう。鬼押出岩は輝石及び橄欖石を含む複輝石安山岩である。樹型の分布地域の表層は略同質の安山岩から成る火山礫、火山弾、熔岩塊、集塊熔岩、火山灰、火山砂等の集積地帯で、一連一帯の熔岩流の流出地とは認められない。樹型は多くは古井土の様な堅穴であるが、この周壁は火山弾、熔岩塊、集塊熔岩で、恰も石垣を積んだ様になって居る。入口の上方即ち浅間山の噴火口に向った方向には、樹幹に依って支へ止められたと思はれる熔岩塊を止めて居る場合が多い。此等の火山弾、熔岩塊、集塊熔岩等は天明三年の大噴火の際に大泥流より後に、鬼押出岩より前に噴出したものと認められる。

2-6 指定地の状況

平成30年度天然記念物緊急調査事業により、各分布地の四隅に指定地を示す仮杭が設置されている。第1～3区は長野原町有地、第4区一部は嬭恋村有地で、それ以外は複数の民有地である。